

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) いじめの早期発見

生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を図る。必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等）との適切な連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ等の問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対応
- 地域や家庭、関係機関との連携

ウ 会議

原則として年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、各分掌主任、各学年主任その他校長が必要と認める者。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ等の問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- いじめの防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対応
- 地域や家庭、関係機関との連携

ウ 会議

原則として年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者、警察署職員、育て上げネット職員その他校長が必要と認める者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教員の指導力の向上と組織的対応

- ① 学校いじめ対策委員会の設置
- ② 学校いじめ防止基本方針の策定
- ③ 学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働き掛け
- ④ 学校サポートチームの設置
- ⑤ いじめに関する研修の実施

イ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

- ① 「いじめに関する授業」の実施
- ② 弁護士等を活用した法教育の実施
- ③ 生徒会等による主体的な取組への支援
- ④ 都教委による「いじめ防止カード」の作成・配布

(2) 早期発見のための取組

ア いじめの「見える化」Ⅰ

- ① 定期的な「生活意識調査」の実施
- ② スクールカウンセラーによる全員面接
- ③ 定期的な個人面談の実施
- ④ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察
- ⑤ 関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

イ いじめの「見える化」Ⅱ

- ① 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- ② 生徒会等による主体的な取組の支援

ウ 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

- ① 学校いじめ相談メール等の実施
- ② 生徒の行動の記録
- ③ 記録された情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
- ④ 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

エ 保護者・地域との連携

- ① 定期的な「生活意識調査」の実施
- ② 関係機関との連携による学校非公式サイトの監視
- ③ 学校便り、学年便り等や保護者会の積極的な活用
- ④ 保護者相談の実施、
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- ① 把握した情報に基づく対応方針の策定
- ② 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

イ 被害の生徒・加害の生徒・周囲の生徒への取組

- ① 被害の生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ② 加害の生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等
- ③ いじめを伝えた生徒の安全の確保

ウ 所管教育委員会・関係機関との連携

- ① 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援
- ② 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

エ 保護者・地域との連携

- ① いじめ対策保護者会の開催、P T Aの活用

(4) 重大事態への対処

ア 被害の生徒の保護・ケア

- ① 被害の生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ② スクールカウンセラーによるケア

イ 加害の生徒への働き掛け

- ① 別室での学習の実施
- ② 警察への相談・通報
- ③ 懲戒や出席停止
- ④ 加害の生徒とその保護者に対するケア

ウ 所管教育委員会・関係機関との連携

- ① 都教委への報告と連携
- ② 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ③ 都教委のいじめ等の問題解決支援チームの活用

エ 保護者・地域との連携

- ① いじめ対策緊急保護者会の開催
- ② P T Aの活用
- ③ 民生委員等との連携

オ いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ① 法第 28 条に基づく調査、法第 30 条に基づく再調査

5 教職員研修計画

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ① いじめに関する研修の実施（年2回）
- ② 若手教員を対象とした研修の実施（年1回）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者との連携

- ① 学校便りや保護者会の積極的な活用
- ② 保護者相談の実施
- ③ いじめ対策保護者会の開催
- ④ P T Aの活用

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

(2) 都教委・関係機関との連携

- ① 都教委への報告と都教委による支援
- ② 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 年度初めにその年度の「学校基本方針」の確認の実施

(2) 「学校基本方針」をHP等で公表

(3) 取組の進捗状況や「取組評価アンケート」結果についての情報発信

(4) P D C Aサイクルの考え方に従った学校評価アンケートによる取組評価、検証、見直し

以上

東京都立羽村高等学校いじめ防止基本方針の策定について

平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」第13条、学校は「学校いじめ防止方針」を策定する旨の規定、東京都教育委員会の「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」（H25.11.28公表）に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定しました。